

令和5年度 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）
の広告掲出者募集に係る仕様書

1 使用許可物件

使用許可場所	所在地
大阪府咲洲庁舎	大阪市住之江区南港北一丁目14番16号

物件番号		広告掲出場所	箇所数	サイズ（縦×横）		面積
①	1基	エレベーター内壁面 （中層階用E V） 〈1,2,6,18～28階〉	1	B 2	728mm×515mm	0.37 m ²
②	1基	エレベーター内壁面 （中層階用E V） 〈1,2,6,18～28階〉	1	B 2	728mm×515mm	0.37 m ²
③	1基	エレベーター内壁面 （高層階用E V） ^注 〈1,2,6,28～39階〉	1	B 2	728mm×515mm	0.37 m ²
④	1基	エレベーター内壁面 （高層階用E V） 〈1,2,6,28～39階〉	1	B 2	728mm×515mm	0.37 m ²
⑤	1基	エレベーター内壁面 （超高層階用E V） 〈1,2,6,39～51階〉	1	B 2	728mm×515mm	0.37 m ²
⑥	1基	エレベーター内壁面 （超高層階用E V） 〈1,2,6,39～51階〉	1	B 2	728mm×515mm	0.37 m ²

^注：③については、令和5年4月から令和5年9月まで改修工事によりエレベーターが使用不可となる予定のため、令和5年10月から令和6年3月までの期間で募集します。

2 経費の負担

広告の作成に係る経費は、応募者側の負担となります。
なお、ポスターフレームは、大阪府で用意します。

3 使用許可条件等

(1) 広告の内容は、次の各号のいずれにも該当しない範囲であるものとします。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- ④ 政治性のあるもの
- ⑤ 宗教性のあるもの
- ⑥ 個人の氏名広告
- ⑦ 当該広告事業の内容を、府が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として妥当でないと認められるもの

(2) 広告内容の審査について

府は、申し込みを受け、その広告内容について、大阪府広告事業要綱及び大阪府広告事業掲載基準の規定に基づき審査をしますので、結果、掲出できない場合があります。また、掲出できる場合であっても、広告内容の一部修正をお願いすることがあり、承諾いただけない場合は、掲出をお断りいたします。

(3) 広告の掲出及び撤去について

広告の掲出及び撤去は、大阪府が行うものとします。

(4) 使用料の返還について

納付された使用料は返還できません。ただし、掲出者の責めに帰さない事由によって、広告を掲出しなかった場合は、その全部又は一部を返還します。返還する使用料は、掲出しなかった日数に応じて日割計算により算出します。

(4) 責任の所在について

広告の内容等掲出された広告に関する一切の責任は、掲出者が負うものとします。また、第三者から、広告の掲出による苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合には、掲出者の責任及び負担において解決しなければならないものとします。

(5) 原状回復

掲出者は、許可期間が満了または許可が取り消された場合は、速やかに原状回復するものとします。なお、掲出者は一切の補償を大阪府に請求することはできないものとします。

(6) その他

応募申し込み時に提出した広告企画案を変更する場合は、掲出の前に大阪府と協議することとします。また、掲出期間中に広告内容を変更する場合も大阪府と協議することとします。

(7) 掲出物の維持管理

広告掲出期間中の掲出物の維持管理は、大阪府が行うものとします。

以上